

連鎖販売取引における若年者等の被害防止に関する規制強化
を求める意見書

2020年（令和2年）10月21日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

国は、連鎖販売取引における若年者等の被害を防止するため、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）について、以下のとおり改正を行うべきである。

1 22歳以下の者との間の連鎖販売取引の禁止と民事効

22歳以下の者との間で連鎖販売取引を行うことを禁止すべきである。また、これに違反した場合、特定商取引法第3章における行政処分の対象とするとともに、連鎖販売加入者のうち、20歳（2022年4月1日に予定されている成年年齢引下げ後は18歳）から22歳までの若年者については、当該契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができるものとすべきである。

2 利益收受型物品・役務の取引等に関する連鎖販売取引の禁止と民事効

金融商品まがいの取引、商品預託取引、投資用DVD・ソフト、仮想通貨投資等の利益收受型物品又は役務の取引に関する連鎖販売取引を行うことを禁止すべきである。また、これに違反した場合、特定商取引法第3章における行政処分の対象とするとともに、連鎖販売加入者は当該契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができるものとすべきである。

3 借入金又はクレジット等による連鎖販売取引の勧誘の禁止と民事効

特定負担の支払方法につき借入金、クレジット等の与信（返済までの期間が2か月を超えない場合を含む。）を利用する連鎖販売取引の勧誘を行うことを禁止すべきである。また、これに違反した場合、特定商取引法第3章における行政処分の対象にするとともに、連鎖販売加入者は当該契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができるものとすべきである。

4 適格消費者団体の差止請求権の拡充

前記第1項から第3項までにおいて提案する取消権の対象となる各違反行為を、特定商取引法第58条の21に定める適格消費者団体の差止請求権の対象に追加すべきである。また、当該違反行為が一旦中止された場合であっても、再開されるおそれが認められるときは、差止請求が可能であることを明示すべきである。

第2 意見の理由

1 はじめに

(1) マルチ取引の相談件数

全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O - N E T）¹によれば、連鎖販売取引²等のマルチ取引³に関する相談件数は、2016年度11,367件、2017年度11,966件、2018年度10,581件、2019年度11,616件であり、毎年1万件強が続いている⁴。

そして、近年は20歳代の若年者からのマルチ取引に関する相談が増加しており、2018年度において、商品に関する同取引の相談件数5,036件のうち20歳代からの相談は1,945件（38.6%）、役務に関する同取引の相談件数5,490件のうち20歳代からの相談は2,288件（41.7%）を占めている⁵。

(2) いわゆる「モノなしマルチ商法」の増加と実態把握の困難さ

近年、マルチ取引は、健康食品や化粧品などといった物品の販売よりも、各種の投資取引、アフィリエイト等の副業、暗号資産（仮想通貨）等の利益收受型の物品・役務等を対象とする、いわゆる「モノなしマルチ商法」が増加しており、インターネットやSNSの利用も背景となって、特に若年者にそうした傾向が顕著である⁶。

しかも、「モノなしマルチ商法」のトラブルにおいては、事業者の主体や組織等の実態や取引の仕組みが不明である、連絡先が分からない、連絡手段がメール等に限られるなど、被害回復のための事業者との交渉自体にも困難が伴う場合が少なくない⁷。

¹ 国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているシステム。

² ①物品の販売等又は有償で行う役務の提供等の事業で、②その再販売や受託販売、あっせん等を行う新たな会員を勧誘し組織に加入させれば収入が得られると誘引し（特定利益）、③組織への加入には商品代金や登録料等の負担（特定負担）が伴う取引のこと（特定商取引法第33条第1項参照）。

³ 商品・サービスを契約して、次は自分が買い手を探し、買い手が増えるごとにマージンが入る取引形態のこと。買い手が次のその販売組織の売り手となり、組織が拡大していくのが特徴。特定商取引法の「連鎖販売取引」とは必ずしも一致しない。

⁴ 国民生活センター「P I O - N E Tにみる2019年度の消費生活相談の概要」7頁。

⁵ 国民生活センター「友だちから誘われても断れますか？若者に広がる『モノなしマルチ商法』に注意！」（2019年7月25日）6頁・表2。

⁶ 同1頁、3頁。

⁷ 同4頁。国民生活センター「日本の法律は関係ないと主張する海外マルチ事業者とのトラブルー契約先は海外！？人を紹介すれば儲かると言われたのに…」（2017年6月15日）1頁、4頁。

(3) 若年者のマルチ取引被害防止と成年年齢の引下げに向けた対策の必要性

若年者の消費者被害において、「購入・契約する」という判断に至ってしまう場合の心理的要因としては、①希少性をアピールされるなどして商品・サービスの価値に対する評価が高い場合には、その価値を見誤ってしまうことがあること、②勧誘者への評価が高く、信用しきっていれば、相手が言うことを疑いにくく、商品やサービスの内容自体をしっかりと考えることができないこと、③場の拘束感を強く感じて影響を受けた状態に陥ると、思考力が低下したり、注意がそらされたりしてしまい、十分に考えることができないこと、④強引な要請に逆らえないと感じる状態になると、冷静に考えることができず、考えることができて「いっそ契約して早くこの場を脱出したい」と考えてしまうこと、⑤説明が納得できるものと思込み、内容を誤って理解してしまう場合もあると考えられることが指摘されている⁸。こうした傾向は、若年者がマルチ取引の被害に陥りやすいことを裏付けるものと言える。

そして、2022年4月1日には、成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられることが既に決定している。現在のところ、未成年者取消権によって保護されている20歳未満のマルチ取引に関する相談件数はそれほど多くないが、成年年齢の引下げ後には、20歳代の若年者に急増しているようなマルチ取引のトラブルが社会経験の一層未熟な18歳及び19歳の若年成人に拡大することが懸念されるどころであり、この点からも喫緊の対策が必要である⁹。

2 これまでの当連合会の提言

当連合会は、2012年4月13日に「連鎖販売取引に関する法規制の強化を求める意見書」（以下「2012年意見書」という。）を、さらに、2015年5月8日には「特定商取引に関する法律における連鎖販売取引に関する規制強化を求める意見書」（以下「2015年意見書」という。）を取りまとめ、以下の点について特定商取引法の改正を行うよう提言した。

(1) 2012年意見書

① 連鎖販売取引規制の対象となる事業を「物品の販売又は有償で行う役務

⁸ 消費者庁「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」報告書（2018年8月）108頁。

⁹ 国民生活センター「友だちから誘われても断れますか？若者に広がる『モノなしマルチ商法』に注意！」（2019年7月25日）6頁参照。2018年度の商品に関するマルチ取引の相談件数5,036件のうち20歳未満からの相談は60件（1.2%）、役務に関する同取引の相談件数5,490件のうち20歳未満からの相談は193件（3.5%）であり、未成年者の法律行為（民法第4条及び第5条）の制度によって未成年者（現在は20歳未満）のトラブル発生が抑えられてきたと考えられる。

の提供，その他全ての有償取引」と規定するか，「施設を利用し又は役務の提供を受ける権利」（特定商取引法第33条第1項）以外の権利や金融商品取引及び商品預託取引も規制対象になることを明確にすること。

- ② 連鎖販売取引における特定負担の支払方法につき，借入金による，又はクレジットを利用する契約の締結について勧誘することを禁止すること。
- ③ 連鎖販売取引の概要書面（特定商取引法第37条第1項。以下同じ。）及び契約書面（同条第2項。以下同じ。）について，(ア)直近の会計年度における入会者数・退会者数・期末の会員数，(イ)直近の会計年度において連鎖販売加入者¹⁰が収受した特定利益（年収）の平均金額を記載事項として追加すること。
- ④ 連鎖販売契約のクーリング・オフ又は取消し（特定商取引法第40条，第40条の3）によって生ずる当該商品の販売を行った者の債務について，中途解約の場合（同法第40条の2第5項）と同様に，統括者¹¹の連帯責任の規定を設けること。
- ⑤ 連鎖販売契約の取消しについて，当該連鎖販売契約の相手方が同契約締結の当時，勧誘をする者が不実告知等の行為をした事実を知らなかったときは取消しができない旨の規定（特定商取引法第40条の3第1項ただし書）を削除すること。
- ⑥ 以上に加えて，連鎖販売取引の中でも，先順位者が順次後順位者の出えんする金品から利益を受けることを内容とすることでピラミッド式に加入者を増加させる組織（ピラミッド型連鎖販売組織）については，射幸性や破綻必至性が特に強いことや，過去の裁判例においても無限連鎖講に該当するものと認定された事例があることから，特定商取引法の改正又は無限連鎖講の防止に関する法律の規定の明確化によって全面的に禁止するよう検討すべきこと。

(2) 2015年意見書

- ① （2012年意見書の提言①に加え）金融商品取引及び商品預託取引に関する連鎖販売取引の勧誘を禁止すること。
- ② （2012年意見書の提言②に加え）特定負担の支払方法につき，借入

¹⁰ 連鎖販売業を行う者がその連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結した場合におけるその連鎖販売契約の相手方（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあっせん又は役務の提供若しくはそのあっせんで店舗等によらないで行う個人に限る。）のこと（特定商取引法第40条第1項）。

¹¹ 連鎖販売業に係る商品に自己の商標を付し，若しくは連鎖販売業に係る役務の提供について自己の商号その他特定の表示を使用させ，連鎖販売取引に関する約款を定め，又は連鎖販売業を行う者の経営に関し継続的に指導を行う等一連の連鎖販売業を実質的に統括する者（特定商取引法第33条第2項）。

金又はクレジットの利用による連鎖販売取引に伴う契約の勧誘禁止に違反した場合、連鎖販売加入者は当該契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができるものとする。

- ③ 連鎖販売取引の定義について、「特定利益（中略）を收受し得ることをもって誘引し、その者と特定負担（中略）を伴うその商品の販売若しくはそのあっせん又は同種役務の提供若しくはその役務の提供のあっせんに係る取引（中略）をするものをいう」との規定（特定商取引法第33条第1項）を改正し、商品購入等の負担を伴う契約が締結された後に、特定利益を收受し得ることについての契約に誘引する場合も、特定商取引法の連鎖販売取引規制が及ぶことを明確にすること。
- ④ （2012年意見書の提言③に加え）連鎖販売取引の概要書面及び連鎖販売取引についての契約を締結した場合に交付すべき契約書面に、統括者がその連鎖販売業を開始した年月や直近3事業年度における業務の状況等も記載事項として追加すること。
- ⑤ 連鎖販売業を行う者は、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあっせん又は役務の提供若しくはそのあっせんで店舗等によらないで行う個人に限る。）とその特定負担についての契約を締結するまでに、その者に対し、收受し得る特定利益の計算の方法等の事項を説明しなければならないものとする。
- ⑥ 統括者に対し、その連鎖販売業に係る業務及び財産の状況に関する書類を事務所に備え置き、連鎖販売加入者の求めに応じ閲覧させなければならないものとするなど、情報の開示を義務付けること。

3 若年者等のマルチ取引被害防止の観点からの新たな提言

マルチ取引に関するトラブルが一向に減少せず、現行の特定商取引法の連鎖販売取引規制が十分に機能していないと考えられる状況に鑑みると、2012年意見書及び2015年意見書により当連合会が提言している事項は、早急に実現すべきである。

そして、本意見書では、2012年意見書及び2015年意見書の提言内容を更に一歩進めて、連鎖販売取引の被害、とりわけ若年者の被害を防止する観点から、特に必要と考えられるものとして、特定商取引法を改正し、以下に述べる立法措置を直ちに講ずるよう強く求める。

(1) 22歳以下の者との間の連鎖販売取引の禁止と民事効

近年の全国の消費生活センター等に寄せられた相談を見ると、未成年者取消権によって保護されている未成年者に比べ、成年年齢（現在は20歳）に

達して間もない若年成人からの相談件数は格段に多く、その契約金額も高額になる傾向がある。また、契約する商品・サービスについても、「サイドビジネス」や「マルチ取引」に関するものが上位となっており、社会経験が乏しい若年者を狙い撃ちする悪質な事業者の存在も指摘されている¹²。

東京都消費生活総合センターの統計によると、2019年度上半期（同年4～9月）における「マルチ・マルチまがい」の相談件数は、「18～19歳」では36件であるところ、「20～21歳」では305件、「22～24歳」では185件となっており、「20～21歳」の件数の多さが目立っている¹³。また、日本の高等学校卒業者に占める大学、短期大学及び専門学校への進学率は約71.1%に及んでおり¹⁴、この年齢層には、学生など成人ではあっても就業していない若年者が多く存在し、社会経験が乏しいままマルチ取引に誘い込まれて多額の債務を抱える事例も多く報告されているところ、更に追い詰められれば学校を退学することや、あるいは勧誘する側に回れば学校から懲戒処分を受けるといった深刻な事態にも至りかねない。こうした若年者のマルチ取引では、学校の同級生や先輩、職場の同僚など親しい者や目上の者から勧誘されたり、インターネットやSNS等で知り合った者から飲食やセミナーに誘われたりするなどして、儲け話を持ち掛けられるケースが多い¹⁵。しかも、新規加入者が後続の加入者を順次勧誘するという特性を持つマルチ取引において、新規加入者がその取引の仕組みやリスクについて正確かつ十分な説明を行うことは期待できず、むしろ、「必ず儲かる」などの不実告知や断定的判断の提供、長時間の説得などといった不当な勧誘が行われやすい。

特定商取引法第38条第1項第4号に基づく指示対象行為として、同法の改正施行規則第31条第1項第5号（2020年4月1日施行）は、従来「未成年者その他の者の判断力の不足に乗じ、連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結させること」と規定していた文言の前半部分を、「若年者、高齢者その他の者の判断力の不足に乗じ」と改正し、成年年齢の引下げによって新たに成人となる18歳及び19歳のほかに、20歳代でも社会経験に乏しい者も

¹² 国民生活センター「成人になると巻き込まれやすくなる消費者トラブルーきっぱり断ることも勇気！ー」（2016年10月27日）1頁。東京都消費生活総合センター「『若年層（18～24歳）』の消費生活相談の概要」（2020年1月31日）11頁。

¹³ 東京都消費生活総合センター「『若年層（18～24歳）』の消費生活相談の概要」（2020年1月31日）5頁。

¹⁴ 文部科学省「令和元年度学校基本調査（確定値）の公表について」（2019年12月25日）4頁。

¹⁵ 国民生活センター「友だちから誘われても断れますか？若者に広がる『モノなしマルチ商法』に注意！」（2019年7月25日）3頁。

若年者として保護の対象となり得るよう措置をした。しかし、「若年者」というだけでは範囲が不明確であること、とりわけ民事効果を付与する対象者の範囲としては不明確であることからすると、若年者保護として十分とは言えない。

この点、内閣府消費者委員会でも、大学・専門学校への進学率等を考慮した上で、18歳から22歳を念頭に「若年成人」という概念を設定し、「若年成人」の消費者被害の防止・救済の観点から望ましい対応策を提案している¹⁶。したがって、成人ではあっても学生である者や、就労しているがその年数が浅い者など社会的経験が乏しい世代の特徴があつて、マルチ取引によるトラブルも現に多く発生している点で、少なくとも22歳以下の者との間においては、連鎖販売取引を行うこと自体を適合性原則に違反する具体的な類型として禁止すべきである。

さらに、規制の実効性と被害救済の観点から、この禁止に違反した場合、特定商取引法第3章における行政処分の対象とするとともに、社会生活上の経験不足に乗じた幻惑的な取引の勧誘により困惑状態で契約締結に至る類型（消費者契約法第4条第3項第3号以下参照）に準じて、連鎖販売加入者は当該契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができるものとするべきである。

(2) 利益收受型物品・役務の取引等に関する連鎖販売取引の禁止と民事効

健康磁気治療器等の販売預託取引を展開して破綻したジャパンライフ事件（2018年3月破産手続開始決定）や、テレビ電話用アプリケーションの販売預託取引を展開したWILL事件（2019年7月業務停止命令）は、連鎖販売取引の仕組みを用いた勧誘活動により大規模被害に発展した。若年者を対象とする連鎖販売取引では、投資用DVDや投資用ソフトの販売など高い収入が得られると称する物品・役務を販売するケースが多く見られる。

2012年意見書及び2015年意見書で述べたとおり、金融商品まがいの取引、現物まがいの商品預託取引、投資関連の情報商材等の利益收受型物品・役務の取引においては、これらを勧誘する者がその仕組みやリスクについて正確かつ十分な説明を行う義務を負うべきであるところ、新規加入者が後続の加入者を順次勧誘するという仕組みの連鎖販売取引において、新規加入者がかかる説明義務を適切に果たし得るとは考え難い。また、連鎖販売取引においては、親しい者からの勧誘や、「必ず儲かる」などの不実告知や断

¹⁶ 内閣府消費者委員会「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書」（2017年1月）7頁。

定的判断の提供といった不当な勧誘が行われやすいため、冷静な投資判断を妨げるおそれも大きい。

しかも、近年、若年者を中心に広がっている「モノなしマルチ商法」では、各種の事業、不動産、暗号資産（仮想通貨）等への投資などによって儲かると勧誘されるが、事業者の実態や連絡先が分からない、連絡手段がメール等に限られるなど、一度被害に遭ってしまうとその回復は困難な場合が多い。また、特定負担を伴う契約を締結させた後に、新規加入者を獲得することによって利益が得られると告げてマルチ取引に誘い込む、いわゆる「後出しマルチ」と呼ばれる事例も出現している。こうした手口について、国民生活センターは、「契約後に、『誰かを紹介すると一人につき10万円渡す』などと言って、他人を紹介したらマージンが得られることを説明し、友人等を勧誘させる。このように紹介による利益について契約後に説明する手法は、特定商取引法の連鎖販売取引の適用を逃れようとする目的と、勧誘当初マルチ的な仕組みであることを大学生に隠す目的があると考えられる。契約後、大学生は投資用DVDを見て投資しようとするが、当初の説明どおりにはもうからず、借金を返すために友人等を勧誘せざるをえなくなり、被害が拡大していく」と指摘している¹⁷。

このように、利益收受型物品・役務の取引に関する連鎖販売取引は、販売目的物と販売システムによる二重の利益が收受し得るとする仕組みの性質上、そもそも適正なリスク告知がなされることが想定困難であり、構造的に見て誤認を招く販売方法である。実際にも、利益收受型物品・役務の取引に関する連鎖販売取引により深刻な被害を多数発生させている状況に鑑みれば、その取引を行うこと自体を禁止すべきである。さらに、規制の実効性と被害救済の観点から、この禁止に違反した取引を行った場合、特定商取引法第3章における行政処分の対象とするとともに、連鎖販売加入者は当該契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができるものとするべきである。

(3) 借入金、クレジット等による連鎖販売取引の勧誘の禁止と民事効

若年者は、一般的にマルチ取引に回すことができるような余裕資金を有していない場合が少なくないところ、マルチ取引の勧誘に対して「お金がない」などと言って断ろうとしても、「すぐに元が取れる」などと言われて消費者

¹⁷ 国民生活センター「相談急増！大学生に借金をさせて高額な投資用DVDを購入させるトラブル」（2014年5月8日）4頁。投資に関する情報やソフトが記録されたDVD等の媒体を、高額で購入させるといったトラブルもある。

金融や学生ローンから借入れをさせて購入代金を支払わせるケース、クレジットで購入させられるケースなどが見受けられる¹⁸。

手持ちの資金がない者に対して、儲け話で射幸心をあおり、借入金やクレジット等によるマルチ取引へと誘引する行為は、期待した利益が得られない場合において被勧誘者が多額の負債を抱えるなどのリスクが大きく、借入金の返済やクレジット利用代金の支払に窮した被勧誘者が利益を得るために友人や親族などに対して無理な勧誘を行い、そうした周囲との人間関係が破壊されてしまうといった悲惨な結果にもつながりかねない。

2012年意見書及び2015年意見書でも述べたように、特定負担の支払方法に借入金、クレジット等の与信を利用する連鎖販売取引に伴う契約を勧誘する行為は、若年者に対するものに限らず、特定商取引法第34条に規定する禁止行為に新たに加えることなどによって禁止すべきである¹⁹。そして、これに違反した場合、特定商取引法第3章における行政処分の対象とするとともに、借入金等によって特定負担を支払って契約しても返済額を上回る利益が確実に得られるかのような断定的判断の提供がなされることが強く推認される点で、構造的に誤認を招く販売方法であることや、規制の実効性と被害救済の観点から、連鎖販売加入者は当該契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができるものとすべきである。

なお、ここでいう「与信」とは、手持ちの資金がない者を儲け話で射幸心をあおり、借入金やクレジット等によるマルチ取引へと誘引する行為を禁止する趣旨から、割賦販売法が適用されない返済までの期間が2か月を超えない支払方法²⁰なども含め、負債が発生するような資金調達手段による取引全てを対象とすべきである。

(4) 適格消費者団体の差止請求権の拡充

適格消費者団体の差止請求権は、消費者庁や都道府県による法執行の補完的機能を担っているものであるが、都道府県の行政処分の効力が当該都道府県に限定されるのに対し、適格消費者団体の差止請求は全国的に効果を及ぼ

¹⁸ 国民生活センター「友だちから誘われても断れますか？若者に広がる『モノなしマルチ商法』に注意！」（2019年7月25日）3頁。国民生活センター「相談急増！大学生に借金をさせて高額な投資用DVDを購入させるトラブル」（2014年5月8日）3頁。東京都消費生活総合センター「『若年層（18～24歳）』の消費生活相談の概要」（2020年1月31日）3～4頁。

¹⁹ 特定商取引法第38条第1項第4号に基づく指示対象行為として、2017年改正（同年12月1日施行）の同法施行規則第31条第1項第8号に「連鎖販売業に係る連鎖販売契約の相手方に当該契約に基づく債務を履行させるため、次に掲げる行為を行うこと」が規定されたが、行為の内容が限定的であり、借入金又はクレジットを利用する連鎖販売取引についての契約を勧誘する行為一般を禁止するものとはなっていない。」

²⁰ 割賦販売法第2条第3項第1号及び同条第4項参照。

し得る。したがって、全国的に発生するマルチ取引による被害を防止するためにも、適格消費者団体の差止請求権の対象が拡充されるべきであり、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、意見の趣旨第1項から第3項までにおいて提案している取消権の対象となる各行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、適格消費者団体において差止請求ができるものとすべきである。

なお、現行法上、連鎖販売取引に係る差止請求権を規定している特定商取引法第58条の21は、差止対象行為を「不特定かつ多数の者に対して（中略）現に行い又は行うおそれがある」ことを差止請求の要件としているところ、当該違反行為が一旦中止された場合であってもその前後の状況などから再開されるおそれがあると認められるときは、これを防止して消費者の利益を保護するために差止請求が可能であることを明文で規定すべきである。

以上